

第40期事業報告

〔 令和2年4月1日から
令和3年3月31日まで 〕

事業報告

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

会計監査人の監査報告書謄本

監査役会の監査報告書謄本

高知空港ビル株式会社

事業報告

〔 令和2年4月1日から
令和3年3月31日まで 〕

1. 株式会社の状況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 当社を取り巻く環境

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、2度にわたり緊急事態宣言が発令されるなど、人や物の交流が制限され、観光関連業界や運輸業界を始め、戦後最悪の経済危機(コロナショック)に直面しました。

世界の航空需要がコロナ感染拡大前の水準に回復する時期を IATA(国際航空運送協会)では、2024年とみており感染終息に向けた明確な見通しが立たない中、厳しい状態が続いている。

とりわけ、国際線での影響が大きく、4月以降前年度比で90%を超える記録的な落ち込みが続いていると言われています。

国際線が就航していない当空港においても、航空需要の急減等により、当社の経営もかつて経験したことのない深刻な事態に立ち至り、開業時(昭和58年)を除き、最初の緊急事態宣言が発令された第1四半期決算では初めて赤字を計上する等どん底を経験しました。

第2四半期以降は、政府のGoToトラベルキャンペーン等の効果により、業績も徐々に回復してきましたが、第4四半期の2度目の緊急事態宣言により、再び業績が大幅に落ち込むことになりました。

コロナ禍のなか、「フェイス・トゥ・フェイス」のコミュニケーションから「ソーシャル・ディスタンス」のコミュニケーションに、社会や人の意識が大きく変化し、「ウィズコロナ、アフターコロナ時代の新たな日常」にどう対応し、生き抜いていくのか。自らの変革が問われています。

こうした観点から、これまでの既成概念にとらわれず、デジタル技術を活用した新たなサービスの創出や働き方改革を社員自ら考え実行することを柱に、中期経営計画を改訂し、直面する様々な課題に対応すべく、施策の見直しを行いました。

社会の変化にスピード感をもって対応するため、外部の知恵も借りながら、次年度を待たず、出来るものから取り組みを始めています。

令和2年度乗降客数と直営事業収入の月別・四半期別令和元年度対比の推移

(単位：%)

区分	4月	5月	6月	1—四 半期計	7月	8月	9月	2—四 半期計	上半期 累計
乗降客	11.2	5.0	18.8	11.4	30.5	28.8	33.3	30.7	21.7
収入	14.0	4.4	21.6	12.6	39.4	32.1	42.9	37.4	26.1

緊急事態宣言

4/7～ 7都道府県対象
4/16～ 全国対象
5/14～ 8都道府県を除き解除
5/21～ 5都道府県を除き解除
5/25～ 全国解除

GoTo トラベルキャンペーン

7/22～ 東京を除き開始（旅行代金割引）

(単位：%)

区分	10月	11月	12月	3—四 半期計	1月	2月	3月	4—四 半期計	年度累計
乗降客	45.2	49.8	41.9	45.8	21.7	19.8	81.4	33.1	30.6
収入	61.2	74.1	68.1	68.0	32.2	27.9	105.9	46.4	41.6

GoTo トラベルキャンペーン

10/1～ 東京も対象に全国本格開始
(旅行代金割引+地域共通クーポン)
12/8～ 東京対象外
12/28～ 全国一斉停止

緊急事態宣言

1/8～ 1都3県対象
1/13～ 2府5県も対象に追加
2/8 栃木解除 1都2府7県に変更
3/1 2府4県解除 1都3県に変更
3/5 1都3県 3月21日まで再延長
3/21 1都3県解除

(注) 令和2年度の乗降客数と直営事業収入について、令和元年度の数値で除し、小数点第2位以下を切り捨てて記載しています。

令和2年度1年間の乗降客数と直営事業収入について、コロナ以前の水準（令和元年度）にどれだけ戻っているのか、月別・四半期別にその推移を比較してみました。（2P資料）

4月7日から7都道府県を対象に、また、4月16日からは全国を対象に緊急事態宣言が発令され、とりわけ、5月の乗降客数は対前年度比5.0%と急落したことから、直営事業収入は対前年度比4.4%とほぼ営業していないと同様の惨憺たる状況となりました。

5月25日に緊急事態宣言は一旦解除されたものの、新型コロナウイルス感染拡大の影響は大きく、第1四半期は、対前年度比で、乗降客数は11.4%、直営事業収入は12.6%とかつて経験したことのない深刻な事態となり、当期純益は△2百万円と初めての赤字決算となりました。

7月22日に、東京を除きGoToトラベルキャンペーンが開始され、10月1日には東京もキャンペーン対象に加わり、同時に、地域共通クーポン券も発行されたことにより、乗降客数は、第2四半期は30.7%、第3四半期は45.8%と徐々に回復基調に転じました。

乗降客数の回復に伴い、直営事業収入も、第2四半期37.4%、第3四半期68.0%までに回復し、純利益も上半期6百万円の黒字、第3四半期末には30百万円の黒字と、GoToトラベルキャンペーン効果で、なんとか明るい兆しが見え始めました。

しかし、新規感染者数は、10月末以降増加傾向となり、11月以降その傾向がさらに強まり、12月には首都圏を中心に過去最多の状況が継続したため、GoToトラベルキャンペーンは、12月8日東京が対象外となり、12月28日には全国一斉停止となりました。

こうした感染拡大の状況や医療提供体制のひっ迫状況に鑑み、令和3年1月8日から1都3県を対象に、さらに1月13日からは、2府5県も対象に加える変更が行われる2度目の緊急事態宣言が発令され、航空需要は再び急減しました。

3月1日以降は1都3県に対象が変更となり、3月21日宣言が解除されたものの、延べ3ヶ月に亘り、緊急事態宣言期間の延長、再延長が行われたため、第4四半期は、乗降客数は33.1%、直営事業収入は46.4%と再び先の見通しが立たない深刻な事態となりました。

このように、苦しい中ではありましたが、令和2年度決算は、全体としては、どうにか、純利益46百万円と黒字を確保することができました。

一方で、2月17日から医療従事者を皮切りにワクチン接種が始まりました。

ようやく、コロナ終息に向けての第一歩が踏み出されたわけであります。

一日も早いコロナ終息を願うばかりですが、今後も感染防止と反転攻勢に向けての準備を怠ることなく努めてまいります。

② 乗降客数実績

高知龍馬空港における令和2年度の乗降客数は、対前年度比1,080千人（69.3%）減の478千人となりました。

主な路線別では、東京便（羽田・成田）が対前年度比746千人（70.3%）減の314千人に、大阪便（伊丹・関西・神戸）が対前年度比215千人（67.0%）減の106千人となりました。

これは、新型コロナウイルス感染拡大を受けて、移動の制限等がなされ、欠航便が相次いだことによるものです。

コロナ以前には、1日24往復48便（関空線を除く）が運航していましたが、最初の緊急事態宣言を受け、5月には3往復6便まで減便となり、7月にGoToトラベルキャンペーンが開始されたことから、8月には19往復38便と回復していましたが、1月の2度目の緊急事態宣言を受け、2月には5往復10便まで再び大幅な減便となりました。

感染拡大防止のための、リモート会議やテレワークといった非対面の新たな仕事の仕方が、推奨されていますが、今後どれだけ定着していくのか。

景気の回復度合いも含め、今後の乗降客数の動向にも影響がありそうです。

路線	令和2年度 乗降客数 (人) (A)	令和元年度 乗降客数 (人) (B)	前年度比		令和2年度 提供座席数 (席) (C)	令和元年度 提供座席数 (席) (D)	前年度比		利用率	
			増減(人) (A-B)	比率 (A/B)-100			増減(席) (C-D)	比率 (C/D)-100	令和2年度 (A/C)	令和元年度 (B/D)
東京(羽田)	289,412	963,812	△ 674,400	△ 69.9 %	620,121	1,360,440	△ 740,319	△ 54.4 %	46.6%	70.8%
東京(成田)	24,711	97,302	△ 72,591	△ 74.6 %	44,100	128,700	△ 84,600	△ 65.7 %	56.0%	75.6%
大阪(伊丹)	100,336	250,393	△ 150,057	△ 59.9 %	193,510	360,198	△ 166,688	△ 46.2 %	51.8%	69.5%
大阪(関西)	232	57,313	△ 57,081	△ 99.5 %	1,440	103,320	△ 101,880	△ 98.6 %	16.1%	55.4%
神戸	5,649	14,351	△ 8,702	△ 60.6 %	21,700	33,136	△ 11,436	△ 34.5 %	26.0%	43.3%
福岡	19,778	74,045	△ 54,267	△ 73.2 %	48,222	110,086	△ 61,864	△ 56.1 %	41.0%	67.2%
名古屋	37,985	100,857	△ 62,872	△ 62.3 %	99,660	174,604	△ 74,944	△ 42.9 %	38.1%	57.7%
国内線計	478,103	1,558,073	△ 1,079,970	△ 69.3 %	1,028,763	2,270,484	△ 1,241,731	△ 54.6 %	46.4%	68.6%
LCC路線計	24,943	164,616	△ 129,672	△ 83.8 %	45,540	232,020	△ 186,480	△ 80.3 %	54.7%	66.6%
国内線チャーター	761	963	△ 202	△ 20.9 %	1,067	1,660	△ 593	△ 35.7 %	71.3%	58.0%
国際線チャーター	0	783	△ 783	-	0	1,064	△ 1,064	-	-	73.6%
チャーター計	761	1,746	△ 985	△ 56.4 %	1,067	2,724	△ 1,657	△ 60.8 %	71.3%	64.0%
合計	478,864	1,559,819	△ 1,080,955	△ 69.3 %	1,029,820	2,273,208	△ 1,243,388	△ 54.6 %	46.4%	68.6%

③ 営業実績

令和 2 年度の売上高は、対前年度比 448 百万円（36.2%）減の 788 百万円となりました。

なかでも直営事業収入が乗降客数にほぼ連動するため、対前年度比 406 百万円（58.3%）減の 289 百万円と大幅に落ち込んだことが主な原因です。

また、その他、家賃の減額やテナントの売上減少に伴い家賃収入が対前年度比 24 百万円（14.7%）減の 142 百万円となったこと、さらには、設備使用料収入が減免により対前年度比 6 百万円（2.5%）減の 244 百万円になったことなどによるものです。

売上高から売上原価を差し引いた売上総利益は、対前年度比 175 百万円（22.7%）減の 594 百万円になりました。

販売費及び一般管理費は、対前年度比 43 百万円（7.4%）減の 543 百万円になりました。

これは、社員の育児等のための退職や病気による欠勤など人件費で 18 百万円減、開館時間の短縮による電気料金 9 百万円減、直営事業の売上減少に伴うカード決済手数料 4 百万円減などによるものです。

この結果、営業利益は、対前年度比 131 百万円（71.9%）減の 51 百万円となり、これに営業外収益を加えた経常利益は、対前年度比 134 百万円（68.8%）減の 60 百万円となりました。

なお、このうち直営事業部門の取支については、売上の減少から、対前年度比 128 百万円減の△62 百万円の大幅な赤字となりました。

これに、特別利益のコロナ対策各種助成金 6 百万円を加え、税等を差し引いた純利益は、対前年度比 85 百万円（64.5%）減の 46 百万円となりました。

令和 2 年度は、地球規模での新型コロナウイルス感染拡大の影響により、企業の倒産や失業者が急増する未曾有の経済危機に陥りました。

落ち込んだ景気がいつ回復するか。「日本生産性本部」の経営トップに対するアンケート調査では、欧米・中国では、「今年の 10 月から 12 月」、日本では、「来年以降」と答えた割合が最も高かったとしています。

当社といたしましても、「ニューノーマルの時代」に新たな観点で施策を考え、スピード感を持って対応するなど、一日も早い業績の回復に努めてまいります。

〔令和2年度の営業損益及び収支の実績〕

(単位:千円)

	令和2年度 決算(A)	令和元年度 決算(B)	比較	
			元年度決算比	
			増減 (A-B)	比率 (A/B)-100%
売上高	788,331	1,236,459	△448,128	△36.2%
不動産収入	467,701	500,687	△32,985	△6.5%
	家賃収入	142,219	166,822	△24,603
	設備使用料収入	244,980	251,411	△ 6,430
	負担金収入	80,501	82,453	△1,952
附帯事業収入	31,099	40,168	△9,069	△22.5%
	広告収入	27,215	30,823	△3,607
	その他	3,883	9,345	△5,461
直営事業収入	289,530	695,603	△406,073	△58.3%
売上原価	193,523	466,327	△272,803	△58.5%
【参考】原価率	66.8%	67.0%	△0.2%	-
売上総利益	594,807	770,132	△175,324	△22.7%
販売費及び一般管理費	543,548	587,406	△43,857	△7.4%
営業利益	51,268	182,725	△131,467	△71.9%
営業外収益	9,585	12,290	△2,704	△22.0%
営業外費用	0	0	0	△84.2%
経常利益	60,844	195,016	△134,171	△68.8%
特別利益	6,684	0	6,684	-
特別損失	0	4,962	△4,962	△99.9%
法人税等	20,837	58,277	△ 37,439	△64.2%
当期純利益	46,691	131,776	△ 85,084	△64.5%

注記)1. 金額は円単位で計算し千円未満を切り捨て、パーセントは円単位で計算し小数点第2位

以下を切り捨てて記載しています。

2. 売上原価は、直営事業収入に係る仕入原価を記載しています。

④コロナ禍における取り組み

ア、感染拡大防止対策

社員には、マスクの着用や手洗いの励行、密を避けるため休憩時間の変更、出社時の体温測定などの他、厚生労働省の新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」を全社員が登録するなど感染拡大防止対策を実施しました。

直営店では、アルコール消毒器やパーテーション設置、特に飲食店では、県の新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに従い、座席を間引き、密を避けるなどの感染拡大防止対策を実施しています。

イ、空き時間を活用した課題への対応

欠航便の増加により空いた時間を、新会計認識基準への対応や商品説明能力の向上のため、酒蔵や菓子製造業者や野菜生産者等を講師として招いて生産者の思い入れや商品の特長等商品知識について、勉強会を実施するなど積年の課題を解決するために活用しました。

「うちんくの食卓」のメニュー、価格について全面的な見直しを行い、お客様にとって選びやすい、よりリーズナブルな価格帯に値下げするとともに仕入れロスのなるだけ生じないようなメニューの改訂を行いました。

また、社員が雑巾を作成し、感染予防対策として南国市教育委員会に寄贈するなど社会貢献活動にも取り組みました。

ウ、ウィズコロナ、アフターコロナ時代への新たな対応

○デジタル技術を活用した新たなサービスの創出

コロナ禍で、「フェイス・トゥ・フェイス」のコミュニケーションから「ソーシャル・ディスタンス」のコミュニケーションに、社会や人の意識が大きく変化する中で、「ウィズコロナ、アフターコロナ時代」にどう対応し、生き抜いていくのか。自らの変革が問われています。

これまで取り組んできましたお客様の五感に訴えるおもてなしの実践に加えて、人の往来が減少する中で効率的な店舗運営等への対応、デジタル化による衛生面に配慮した、非対面、非接触による接客方式が求められます。具体的には、新たに、酒類・食・物販の自販機の設置や自動音声案内などを活用し、対面による感染リスクの軽減、コスト削減に努めました。

現在までに、社員を配置できなくとも、物販・飲食のお客様サービスが行えるよう、搭乗待合室内にある「レインボー」に、既に設置していた飲料の自販機に加え、年度末には、新たに酒と食べ物・物販のキャッシュレス対応型自販機を3台設置し、高知の誇る土産物、果物、田舎寿司、飲料等の特産品を販売するオンリーワンの無人店舗化の試行を始めました。

「ピックサン」では、デジタルサイネージを活用した商品紹介を行うようにしました。

また、総合案内所では、電話での問い合わせの最も多い、航空会社への問い合わせ等については自動音声等でのご案内に変更しました。

5月からは、総合案内所にインターネット型のデジタルサイネージを設置し、観光案内などお客様が知りたい情報を瞬時に収集できるよう取り組んでいます。

さらに、事業の効率化や経営資源の集中投入を図るため、セルフレジや無人店舗化を検討していきます。

○売上向上策

コロナ禍の中、来店客数は乗降客数に連動するため、令和元年度に比し、大きく減少することが見込まれたことから、売上向上策として客単価を上げる施策を計画し、「ピッグサン」や「とさもんセレクション（ネット販売）」で、セット商品販売を積極的に実践しました。

個人消費が主体となる中、ご贈答セット商品を設け、高知の良質な商品を人に贈るというお土産文化へ対応することで、個人用と贈答用の商品を差別化し、お客様の多様なニーズに対応しました。

○地産外商の推進による地域貢献

コロナ禍で売り上げの落ち込みが激しい高知県産品の外商強化を図るため、高知県地産外商公社と高知空港ビルが改めて連携協定を結ぶことにより、両社が共同で地域の優れた産品の発掘やテストマーケティング、そして、販売促進に取り組むこととしました。

当初は、連携協定締結を契機に、様々なイベントやキャンペーンを大々的に行うことを企画していましたが、感染拡大が収まらない中実施にいたらず、小規模ながらも3回の合同商談会を開催し、商品のテストマーケティングを行っています。

中でも、商談会で提案された高知県産バナナを使用した「バナナスマジー」は当社のオンライン商品として好評を博しました。

また、地元南国市の西島園芸団地との連続したコラボ企画として、西島園芸団地で栽培された新鮮な果物を使用した「ふわふわ雲のメロンのしっぽ」、「ふわふわ雲のイチゴスマジー」、「ふわふわ雲のメロンスマジー」は、これまた、いずれも当社のオンライン商品としてマスコミに取り上げられ、評判となりました。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

令和2年度に完成した設備投資の主なものは、次のとおりです。

食販類及び酒類自販機設置	4,416千円	自己資金
排煙区画改修工事	3,390千円	自己資金
F D A事務所天井裏除湿器設置工事	1,610千円	自己資金
貨物棟トイレ洋式化工事	1,270千円	自己資金
社有車の購入	1,250千円	自己資金
附属棟改修工事	950千円	自己資金
商品紹介デジタルサイネージ設置	608千円	自己資金
搭乗待合室トイレ排気ファン交換工事	590千円	自己資金

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて記載しています。

(3) 直前三事業年度の財産及び損益の状況

区分	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		第37期	第38期	第39期	第40期
売上高 (千円)	1,158,924	1,214,970	1,236,459	788,331	
当期純利益 (千円)	135,979	162,838	131,776	46,691	
一株当たり当期純利益(円)	11,331	13,569	10,981	3,890	
総資産 (千円)	3,653,960	3,812,392	3,872,119	3,854,744	

(注) 金額は、単位未満を切り捨てて記載しています。

(4) 当社が今後対処すべき課題及び課題への対応

当社は、昭和56年4月会社設立。

開業以来40年。この間、平成9年度には、乗降客数は195万人と倍増(S52 96万人)。

当社の売上高も平成3年度には、最高の13億円とピークを迎えました。

しかし、平成23年度には、東日本大震災の影響から最低の乗降客数115万人、売上高9億円となりました。

その後、旅行者にとって最初で最後のおもてなし空間である高知龍馬空港において、高知の誇る「食によるおもてなし」に力を注ぎ、「空飛ブ八百屋」、「うちんくの食卓」、「ひこうき雲」を開店し、事業拡大・雇用の創出に努めました。

今日では、直営事業の売上げの16%~18%を、売上総利益の24~27%を占める地産外商、地域貢献の大変重要な役割りを担う店舗に育ってきました。

令和元年度には、乗降客数165万人、売上高12億円と右肩上がりに改善方向に向かっていましたが、令和2年に入ってからの新型コロナウイルス感染拡大により、かつて経験したことのない大きな打撃を受けました。交通運輸・観光関係業界は、例外なく深刻な影響を受け、令和2年度の乗降客数、売上高共にリーマンショックや東日本大震災時をはるかに上回る開業以来最悪の事態となりました。

終息の見通しの立たないコロナ禍で、社会や個人の意識が変化する中、「フェイス・トゥ・フェイス」のコミュニケーションから「ウィズコロナ、アフターコロナ時代の新たな日常」にどう対応し生き抜いていくのか。自らの変革が問われています。

こうした状況の中、当社が将来にわたり雇用を守り、地域の発展に貢献していくためには、これまでの常識にとらわれない新たな感覚で経営戦略を考えていく必要があります。

さらに、人口減少と高齢化の進行、今後30年の間に70~80%の確率で発生するといわれる南海トラフ巨大地震・津波、AI・IOT等デジタル技術を活用したDXの進展等社会が大きく変化する中で様々な課題を抱えています。

こうした状況の中で、当社が将来に亘って地域の発展に貢献していくためには、経営基盤をより確かなものにしていくことが必要です。

このため、以下のように、当社を取り巻く経営環境の変化と課題の認識のもとに、経営ビジョンを改めて確認し、経営の目標やそれを達成するための基本方針を定めた計画期間5か年の中期経営計画を策定し、毎年度見直しを行いながら、計画的に取り組むこととしています。

経営環境の変化と課題の認識

経営環境の変化	課題の認識
◇ウィズコロナ・アフターコロナ時代と言われる社会の変化	◇ウィズコロナ・アフターコロナ時代に対応する経営改革
◇AI・IOT等デジタル技術を活用したDXの進展	◇AI・IOT等DXを活用した新たなサービスの創出、働き方改革
◇高知県の急激な人口減少	◇航空機乗降客数の低迷
◇発生の切迫性の高い南海トラフ巨大地震・津波	◇地域貢献と収益双方を意識した店舗経営
◇進展する空港経営改革	◇計画的な施設設備のリニューアル ◇自ら考え組織を牽引していく人材の育成

経営ビジョン

「人が集い・行ってみたくなる空港を目指して、地域の活性化をリードする組織に進化」

基本方針及び主要施策

基 本 方 針	施 策	内 容
お客様の満足と感動に つながる空港づくり	安全快適な空間の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 南海トラフ巨大地震・津波への対応 ・ 計画的な施設設備の改修・更新等の実施 ・ フェイス・トウ・フェイス、「対面」だけに頼らないおもてなし
地域と連携し地域の発展に貢献する存在感のある空港づくり	お客様の五感に訴えるおもてなし	<ul style="list-style-type: none"> ・ お客様の五感に訴えるおもてなし
お客様視点に立った店づくり	トリプル・ワンの創造によるお客様に選ばれる店づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 航空機路線の維持 ・ 高知県産業振興計画・各種イベントへの参画 ・ 買いたい物は何でもある No. 1 の品揃え ・ 空港ビルでしか買えない物がある Only 1 の取り組み ・ 他店舗に先駆け話題の商品をいち早く販売する Fast 1 の取り組み
経営体質の強化	高知県の魅力の発信	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高知の誇る旬の食材の提供・販売
	ニューノーマル時代におけるサービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ AI・IOT 等 DX を活用した新たなサービスの創出と働き方改革
	自ら考え組織を牽引していく人材の育成と確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 若手社員の育成 ・ 幹部社員の育成

これまで対処してきた主な課題への対応の進捗状況は、以下の通りです。

①南海トラフ巨大地震・津波への対応

ターミナルビルの耐震補強工事は、平成 30 年 3 月に完了し、計画していたハード面での防災対策は終了しました。ソフト面では、令和元年度に南海トラフ地震臨時情報を盛り込んだ「高知空港ビル地震・津波対策マニュアル」の改定、また国土交通省大阪航空局高知空港事務所の A2-BCP 計画が策定されました。全ての館内従業員がマニュアルに沿った素早い行動ができるよう各航空会社、館内テナント等と連携しながら、定期的に地震津波避難訓練として机上訓練及び

実地訓練を実施し、行動手順の浸透を図っていきます。

また、いざという時に、お客様の救命行動が、すぐに取れるよう、改めて AED の操作について、全社員に悉皆訓練を行います。

②計画的な施設整備の改修や更新等の実施

国際線ターミナル建設が見送りとなったことから、一旦先送りしていた施設・整備計画について、専門家の意見を聞きながら緊急度の判断による整備の順位付け等抜本的な見直しを行いました。

令和 3 年度には、漏水や浸水が認められる屋上防水工事と外壁工事を実施することにしました。

また、経年劣化の激しい PBB については、毎年度点検を行いながら適宜、部品交換や修繕を行うことにしました。

③地域と連携し地域の発展に貢献する存在感のある空港づくり

「高知県航空利用促進協議会」の会長及び事務局として県内 18 団体で協力し、交流人口の拡大を図るため、航空機の利用促進を図っていきます。

県内で開催される各種イベントやスポーツ大会等に協賛し、交流人口の拡大、観光振興に取り組みます。

また、それら大会等に参加されるお客様への歓迎、応援の気持ちを込めた「おもてなし」に取り組みます。

県、市町村、地産外商公社等と連携し、県産品の広報宣伝、販売促進に取り組みます。

④「トリプル・ワン」の創造によるお客様から選ばれる店づくり

「買いたいものは何でもある No. 1 の品揃え」、「空港ビルでしか買えないものがある Only 1 の取り組み」、「他店舗に先駆け話題の商品をいち早く販売する Fast 1 の取り組み」の「3 つの 1」のお客様視点に立った取り組みを行います。

高知へ来たが何を買って帰ったらいいかわからないというお客様に対して、観光コンベンションカレンダーをもとに、来高されるお客様に合わせて、商品を取り揃えた「おすすめコーナー」を毎月設置し、高知自慢のお酒や海産物、お菓子等のお土産をお客様にお勧めしたいと思っています。

⑤経営体質の強化

「少子高齢化の進行による労働力不足」や「アフターコロナ時代の新たな日常」にどう対応し生き抜いていくのか、変革が問われる今、社員自ら考えスピーディーに行動することが求められます。

このため、令和 3 年 1 月からは、直面する課題に、柔軟に素早く対応できる社員を重点的に育

成するため、営業企画を担当する社員を販売現場から離し、経営企画部と一体となって、課題解決に当たっていく体制としました。

先ずは、コロナ禍における非対面、非接触の店舗のスマート化を始めレジレス化やキャッシュレス化などこれまでの既成概念にとらわれず、直営店舗「レインボー」を対象にデジタル技術を活用した新たなサービスの創出や働き方改革を早急に企画し、試行の上実行に移して行くこととしました。

(5) 使用人の状況（令和3年3月31日現在）

人員数	36名（前事業年度末 37名）
平均年齢	46.6才
平均勤続年数	22年3ヶ月

(注) 1. 上記の他に、契約社員2名、パートタイマー1名を雇用しています。

（前事業年度末 契約社員4名、パートタイマー1名）

2. 平均年齢、平均勤続年数は単位未満を切り捨てて記載しています。

2. 株式に関する事項（令和3年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数	30,000株
(2) 発行済株式の総数	12,000株
(3) 株主数	13名
(4) 株主	

株主名	持株数	持株比率
高知県	6,200株	51.6%
ANAホールディングス株式会社	2,000株	16.6%
とさでん交通株式会社	620株	5.1%
南国市	500株	4.1%
株式会社 四国銀行	500株	4.1%
日本航空株式会社	500株	4.1%
株式会社 高知銀行	360株	3.0%
高知市	300株	2.5%
株式会社 高知新聞社	260株	2.1%
高知県農業協同組合	260株	2.1%
高知商工会議所	260株	2.1%
株式会社 高知放送	120株	1.0%
株式会社 テレビ高知	120株	1.0%

(注) パーセントは、小数点第2位以下を切り捨てて記載しています。

3.会社役員に関する事項

(1) 役員の状況

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
十河清	代表取締役社長	
野坂哲生	常務取締役 総務担当	
横山寛	常務取締役 営業担当	
尾下一次	取締役	高知県 中山間振興・交通部長
堀田徹	取締役	全日本空輸株式会社 高知支店長
片岡万知雄	取締役	とさでん交通株式会社 代表取締役社長
平山耕三	取締役	南国市長
山元文明	取締役	株式会社 四国銀行 代表取締役頭取
磯村康志	取締役	日本航空株式会社 高知支店長
森下勝彦	取締役	株式会社 高知銀行 代表取締役頭取
宮田速雄	取締役	株式会社 高知新聞社 代表取締役会長
青木章泰	取締役	高知商工会議所 会頭
廣田豊一	常勤監査役	
中澤慎二	監査役	高知市 副市長
澤本誠	監査役	高知県農業協同組合 理事

(令和3年3月31日現在)

(注)

- 1 取締役尾下一次氏は、令和2年6月23日開催の定時株主総会において新たに選任され就任しました。
- 2 取締役川村雅計氏は、令和2年6月23日開催の定時株主総会をもって退任しました。
- 3 監査役中澤慎二氏は、令和2年6月23日開催の定時株主総会において新たに選任され就任しました。
- 4 監査役吉岡章氏は、令和2年6月23日開催の定時株主総会をもって辞任しました。
- 5 監査役廣田豊一氏、中澤慎二氏、澤本誠氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
- 6 とさでん交通株式会社は、当社の事業の部類の属する取引である物品販売事業及び飲食事業を営んでいます。

(2) 当事業年度に係る役員の報酬等の総額

区分	支給人数	報酬の額	摘要
取締役	3人	22,920,000円	
監査役	1人	5,794,800円	
合計	4人	28,714,800円	

(注)平成6年6月8日株主総会決議により、取締役報酬年間32,000千円以内、監査役報酬年間6,000千円以内と定めています。

4.会計監査人の事項

会計監査人の氏名

山本芳一公認会計士

田中章夫公認会計士

5. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

(1) 内部統制システムの基本方針

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備のため、次のとおり内部統制システムの基本方針を制定しています。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令、定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条4項6号及び会社法施行規則第100条1項4号）
 - ア. 当社は「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス体制の整備・充実に努めてまいります。
 - イ. 取締役及び使用人は、法令、定款その他内規程を遵守して業務の執行を行います。
 - ウ. 取締役は、法令違反その他コンプライアンスに関する疑義のある行為等を発見した時は、監査役会及び取締役会に報告するものとします。
- ② 取締役の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第100条1項1号）
取締役会、常務会、その他事業運営上の重要事項に関する取締役の職務執行に係る情報は文章として保存するとともに、取締役、監査役が當時これらの文章を閲覧できるように、関係法令及び「文書保存規程」に基づき適切に保存、管理していきます。
また、個人情報、インターネットセキュリティ保護の体制を取っていきます。
- ③ 損失の危機の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条1項2号）
 - ア. 当社は、「リスク管理規程」に基づき、当社を取り巻くリスクを適切に管理する体制の整備に努めてまいります。
 - イ. 当社の経営に重大な影響を与えるような不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速かつ適正に対応します。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条1項3号）
社内規程に基づき意思決定ルールを明確にし、取締役会による経営方針及び事業計画の決定のほか、常務会での取締役会付議事項の事前審議等により、取締役の職務執行の効率化を図ります。
また、取締役会における意思決定に当たっては、必要な情報を整理して各取締役に提供します。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項（会社法施行規則第100条3項1号）及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項（会社法施行規則第100条3項2号）
当社は、監査役の職務を補助する専任の使用人を置いていませんが、監査役からの要請がある場合には、監査役会での協議結果に基づき、必要な使用人を配置します。
また、監査役の職務を補助する使用人に人事異動、人事考課の評定などを行う場合には、監査役会に事前に協議します。

⑥ 監査役の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項（会社法施行規則第100条3項3号）

当社は、監査役の職務の執行のため、監査役の指示を受けてその職務を補助する使用人が行う業務に全面的に協力するものとします。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制（会社法施行規則第100条3項4号イ）及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制（会社法施行規則第100条3項5号）

取締役及び使用人は、当社の業務若しくは業績に影響を与える重要な事項又は職務の執行に関する法令違反、定款違反、不正行為の事実若しくは当社に損害を及ぼす事実を知ったときは監査役に遅延なく報告するものとします。

なお、当該報告を行った使用人に、人事異動、懲戒処分を行う場合には、監査役会の同意を得るものとします。

また、監査役から報告を求められた事項及び内部通報制度による通報については、速やかに報告するものとします。

⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項（会社法施行規則第100条3項6号）

当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用について、監査役会の意見に基づき予算に計上するとともに、監査役から、前払、償還又は負担した債務の債権者への弁済の請求があった場合には、直ちに、手続きを行い速やかに支払いを行うものとします。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条3項7号）

代表取締役社長は、監査役会と定期的に意見交換を行うなど連携を図っていくものとします。また、常勤監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、常務会などの重要な会議に出席するとともに、取締役又は使用人が代表取締役社長に行う重要な業務執行等の説明に同席します。

稟議書その他業務執行に関する文書は、監査役が迅速に閲覧できる体制をとります。

（2）内部統制システムの運用状況の概要

当社は、「内部統制システム基本方針」を策定し、これに沿って、会社の経営管理、コンプライアンス、リスク管理等の体制を整備することにより、業務の適正の確保に努めています。

事業計画に沿った取組みの結果や予定を社内の月例会で報告し、各部は社長の指示により取組みを進めるとともに、四半期毎に主要な施策の進捗状況と今後の取組みについて取締役会に報告しました。

6. 重要な親会社の状況

(1) 親会社との関係

高知県は、当社の株式を 6,200 株(持株比率 51.6%)保有しています。

当社は、高知県との間に、高知県消防・防災航空隊及び高知県警察航空隊に係る浄化槽設備使用契約や南国警察署高知空港警備派出所に係る建物賃貸借契約等を締結しています。

(2) 親会社との取引に関する事項

①当該取引をするに当たり会社の利益を害さないように留意した事項

当該取引をするに当たっては、少数株主等の保護のため、取引の必要性及び取引条件が通常の取引と著しく相違しないこと等に留意し、合理的な判断に基づき適切に決定しています。

②当該取引が会社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及び理由

当社の事業運営に関しては、取締役会を中心とした当社独自の意思決定に基づき業務の執行を行っており、お互いの立場を尊重しつつ経営の独立性を確保しながら、適切に経営及び事業活動を行っています。

貸 借 対 照 表

(令和3年3月31日現在)

(単位:円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,793,749,164	流 動 負 債	103,590,083
現 金 及 び 預 金	2,752,161,177	買 掛 金	21,536,682
売 掛 金	18,336,573	未 払 金	18,098,805
未 収 入 金	1,152,903	未 払 費 用	1,169,895
未 収 法 人 税 等	9,119,100	未 払 消 費 税 等	5,877,000
商 品	7,235,851	預 り 金	11,211,919
貯 藏 品	2,776,201	前 受 収 益	36,343,582
前 払 費 用	2,967,359	未 払 法 人 税 等	1,623,200
		賞 与 引 当 金	7,729,000
固 定 資 産	1,060,995,146	固 定 負 債	76,404,871
有 形 固 定 資 産 (1,024,880,367)	長 期 預 り 金	25,662,437
建 物	619,831,433	退 職 給 付 引 当 金	50,742,434
建 物 附 屬 設 備	313,902,588	負 債 合 計	179,994,954
構 築 物	15,309,676		
機 械 装 置	47,026,672		
車両運搬具	1,042,486	純 資 産 の 部	
什 器 備 品	27,767,512	科 目	金 額
		株 主 資 本	3,674,749,356
無 形 固 定 資 産 (874,510)	資 本 金 (600,000,000)
ソ フ ト ウ ェ ア	137,668	利 益 剰 余 金 (3,074,749,356)
電 話 加 入 権	736,842	利 益 準 備 金	90,000,000
投 資 そ の 他 の 資 産 (35,240,269)	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,984,749,356
投 資 有 価 証 券	7,275,360	別 途 積 立 金	2,770,000,000
繰 延 税 金 資 産	18,641,558	繰 越 利 益 剰 余 金	214,749,356
預 託 金	8,430		
長 期 前 払 費 用	9,314,921	純 資 産 合 計	3,674,749,356
資 产 合 計	3,854,744,310	負 債 ・ 純 資 産 合 計	3,854,744,310

損 益 計 算 書

令和 2年 4月 1日から

令和 3年 3月 31日まで

(単位:円)

科 目	金 領	
売 上 高		788,331,073
家 賃 収 入	142,219,533	
設 備 使 用 料 収 入	244,980,801	
負 担 金 収 入	80,501,046	
付 帯 事 業 収 入	31,099,313	
直 営 事 業 収 入	289,530,380	
売 上 原 価		193,523,706
売 上 総 利 益		594,807,367
販売費 及び一般管理費		543,548,985
営 業 利 益		51,258,382
営 業 外 収 益		9,585,638
受 取 利 息	252,220	
送 料 収 入	1,590,192	
業 務 分 担 金 収 入	3,923,798	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	3,819,428	
営 業 外 費 用		9
雜 損 失	9	
經 常 利 益		60,844,011
特 別 利 益		6,684,805
国、地方公共団体等補助金	6,662,078	
固 定 資 産 売 却 益	22,727	
特 別 損 失		1
固 定 資 産 除 却 損	1	
税 引 前 当 期 純 利 益		67,528,815
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		17,181,115
法 人 税 等 調 整 額		3,656,142
当 期 純 利 益		46,691,558

株主資本等変動計算書

令和 2年 4月 1日から
令和 3年 3月 31日まで

(単位:円)

資本金	株 主 資 本					純資産合計	
	利益準備金	利 益 剰 余 金			利益 剰余金 合計		
		別途 積立金	繰越利益 剰余金	△ 30,000,000			
当期首残高	600,000,000	87,000,000	2,670,000,000	301,057,798	3,058,057,798	3,658,057,798	
当期変動額							
剰余金の配当に伴う利益準備金の積立		3,000,000		△ 3,000,000			
剰余金の配当				△ 30,000,000	△ 30,000,000	△ 30,000,000	
別途積立金			100,000,000	△ 100,000,000			
当期純利益				46,691,558	46,691,558	46,691,558	
当期変動額合計	—	3,000,000	100,000,000	△ 86,308,442	16,691,558	16,691,558	
当期末残高	600,000,000	90,000,000	2,770,000,000	214,749,356	3,074,749,356	3,674,749,356	

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 債却原価法(定額法)

その他有価証券

市場価格のないもの 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・貯蔵品 最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定額法によっています。
但し、平成28年3月31日以前に取得した建物附属設備及び構築物については定率法によっています。

無形固定資産 定額法によっています。
なお、ソフトウェアの償却年数は社内における見込み利用可能期間(5年)です。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上することとしています。

賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、翌期の賞与支給見込額のうち当期に帰属する部分を見積計上しています。

退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における自己都合退職による要支給額より中小企業退職金共済事業本部の給付額を控除した金額を計上しています。

(5) 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっています。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産 18百万円

当社は、固定資産の減損会計や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りについて、財務諸表作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、今期の税引前当期純利益は、67百万円であるが、令和3年度については、将来減算一時差異を上回わる課税所得を見込んでおります。

なお、新型コロナウイルス感染症の収束の時期の見通しは不確定要素が多く、収束が遅延し、感染拡大の状況や経済環境への影響等が当該仮定と乖離する場合には、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供されている資産及び担保に係る債務

(単位：円)

担保に供している資産		担保権によって担保されている債務		
種類	期末帳簿価額	担保権の種類	内 容	期末残高
建物	619,831,433		長期借入金 （1年以内返済 予定額を含む）	0
建物附属設備	313,902,588	根抵当権		
計	933,734,021		計	0

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 3,783,031,625円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 94,068円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

家賃収入等 6,054,684円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済株式の数

普通株式 12,000株

(2) 当事業年度中に行った剩余金の配当に関する事項

①配当金の総額 30,000,000円

②1株当たり配当額 2,500円

③基準日 令和2年3月31日

④効力発生日 令和2年6月24日

⑤配当原資 利益剰余金

(3) 当事業年度後の剩余金の配当に関する事項

令和3年6月23日定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項について次のとおり提案しています。

①配当金の総額 30,000,000円

②1株当たり配当額 2,500円

③基準日 令和3年3月31日

④効力発生日 令和3年6月24日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しています。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	379,163円
-------	----------

賞与引当金	2,353,480円
-------	------------

退職給付引当金	15,451,071円
---------	-------------

その他	457,844円
-----	----------

繰延税金資産の合計	18,641,558円
-----------	-------------

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については預金及び満期保有目的の国債で運用することとしており、信用リスクは僅少です。なお、国債については、令和3年3月31日現在、保有していません。

売掛金及び未収入金は、取引先ごとに期日管理及び残高確認を行っています。買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日です。

(2) 金融商品の時価に関する事項

令和3年3月31日（当期決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

なお、時価を把握することがきわめて困難と認められるものは、次表には含めていません。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,752,161,177	2,752,161,177	0
(2) 売掛金及び未収入金	19,489,476	19,489,476	0
(3) 買掛金及び未払金	(39,635,487)	(39,635,487)	0

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金及び未収入金、(3) 買掛金及び未払金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注2) 投資有価証券7,275,360円は、非上場株式であり、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認めるため、上記の表に含めていません。

(注3) 長期預り金の25,662,437円は、テナントの保証金及び敷金であり、将来キャッシュ・フローを見積ることが出来ず時価を把握することが、極めて困難であり、上記の表に含めていません。

8. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、高知県において、賃貸用のビルを所有しています。

(2) 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位：円)

賃貸不動産	貸借対照表計上額	時価
賃貸不動産として使用される部分を含む不動産	933,734,021	933,734,021

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

(注2) 当期末の時価は、適正な帳簿価額をもって時価としています。

9. 関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

(単位：円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	高知県	被所有 直接 51.6%	空港ビル テナント	家賃収入 設備使用料収入	5,028,480 1,026,204	売掛金	0 94,068

取引条件及び取引の決定方針等

(注1) 貨料その他の取引条件は、当社が希望貨料を提示し、価格交渉の上で決定しています。

(注2) 取引金額には消費税等を含めていません。期末残高には消費税等を含めています。

(注3) パーセントは、小数点第2位以下を切り捨てて記載しています。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 306,229 円

(2) 1株当たり当期純利益 3,890 円

11. その他の注記

資産除去債務に関する注記

当社は、国土交通省大阪航空局が管理する国有財産に関する国有財産使用許可に基づき、当社が使用する使用許可物件(土地)の返還時に、当社が所有する旅客ターミナルビル等を撤去することの原状回復に係る債務を有しています。しかし、当該債務に関連する使用許可物件(土地)の実質的な使用期間は、国の航空行政の動向に左右されるため現時点では明確でなく、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上していません。

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

令和3年5月15日

高知空港ビル株式会社
取締役会 御中

山本公認会計士事務所
高知県高知市
公認会計士 山本芳一
公認会計士田中章夫事務所
高知県高知市
公認会計士 田中章夫

監査意見

私たちは、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、高知空港ビル株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

私たちは、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私たちの責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。私たちは、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別には集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査役会は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第40期事業年度の取締役の職務の執行について、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役会及び監査役の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担に従い、取締役、使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について監視するとともに、取締役及び使用人からその構造及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、検証いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項並びにロの判断及び理由については、取締役会における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視、検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のようにして監査を行った結果、当該事業年度に係る事業報告及び計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）並びにそれらの附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
- また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても指摘すべき重大な事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社との取引について、当該取引をするに当たり、当社の利益を害さないように留意した事項並びに当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及び理由については、指摘すべき重大な事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 公認会計士 山本 芳一・田中 章夫 両氏の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和3年5月17日

高知空港ビル株式会社 監査役会

常勤監査役 廣田 豊一 ㊞
(社外監査役)

社外監査役 中澤 健二 ㊞

社外監査役 深本 賢 ㊞

第40期附属明細書

(事業報告関係)

[令和2年4月 1日から]
[令和3年3月31日まで]

高知空港ビル株式会社

会社役員の他の会社の業務執行取締役等との兼職状況の明細

事業報告15ページに記載のとおり

第40期附属明細書

(計算書類関係)

〔令和2年 4月 1日から
令和3年 3月 31 日まで〕

高知空港ビル株式会社

第40期附属明細書

令和2年4月 1日から

令和3年3月31日まで

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(帳簿価額による記載)

(単位:円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	期末取得原価
有形固定資産	建物	663,784,926	4,327,321	—	48,280,814	619,831,433	1,669,060,215	2,288,891,648
	建物附属設備	350,790,637	3,817,679	—	40,705,728	313,902,588	1,425,042,980	1,738,945,568
	構築物	17,523,304	—	—	2,213,628	15,309,676	292,777,624	308,087,300
	機械装置	64,286,528	—	—	17,259,856	47,026,672	216,403,930	263,430,602
	車両運搬具	1	1,250,982	1	208,496	1,042,486	208,496	1,250,982
	什器備品	31,987,372	5,354,000	1	9,573,859	27,767,512	179,538,380	207,305,892
	建設仮勘定	0	—	—	—	0	—	0
計		1,128,372,768	14,749,982	2	118,242,381	1,024,880,367	3,783,031,625	4,807,911,992
無形固定資産	ソフトウェア	373,668	—	—	236,000	137,668	6,488,823	6,626,491
	電話加入権	736,842	—	—	—	736,842	—	736,842
	計	1,110,510	—	—	236,000	874,510	6,252,823	7,363,333

(注)

1. 当期増加額の主なものは次の通りです。

建 物	排煙区画改修工事	3,390,000円
〃	附属棟改修工事	602,321円
建物附属設備	貨物航空会社棟トイレ洋便化工事	1,270,000円
〃	FDA事務所天井裏除湿器設置工事	1,250,000円
〃	搭乗待合室トイレ排気ファン交換工事	590,000円
車両運搬具	社有車購入	1,250,982円
什器備品	食販類及び酒類自動販売機設置工事	4,416,000円
〃	商品紹介デジタルサイネージ設置工事	608,000円

2. 引当金の明細

(単位:円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
賞与引当金	8,698,000	7,729,000	8,698,000	—	7,729,000
退職給付引当金	57,082,150	1,333,810	7,673,526	—	50,742,434

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位:円)

	科 目	金 領	摘要		科 目	金 領	摘要
人 件 費	役 員 報 酬	28,714,800		そ の 他	福 利 厚 生 費	2,548,734	
	給 料 手 当	117,517,905			教 育 研 修 費	114,729	
	雜 給	5,599,240			旅 費 交 通 費	404,900	
	賞 与	20,993,151			事 務 用 品 費	1,458,466	
	賞与引当金繰入	7,729,000			消 耗 品 費	2,303,578	
	法 定 福 利 費	27,569,610			商 品 包 裝 品 費	2,240,659	
	退 職 給 付 費 用	1,333,810			通 信 費	1,852,670	
	退 職 年 金 掛 金	5,024,010			支 払 手 數 料	7,502,725	
	計 (A)	(214,481,526)			交 際 費	154,841	
					会 議 費	488,894	
					寄 付 金	242,939	
					備 品 費	332,546	
					会 費	3,952,002	
					広 告 費	1,899,092	
					雜 費	4,558,591	
					電 気 料	41,011,561	
					保 守 費	27,843,769	
					清 掃 費	30,464,888	
					警 備 費	20,012,260	
					国 有 地 借 地 料	13,572,484	
					リ ー ス 料	137,456	
					修 繕 費	23,319,325	
					支 払 保 險 料	6,950,779	
					租 稅 公 課	17,221,190	
					減 価 償 却 費	118,478,381	
					計 (B)	(329,067,459)	
合 計 (A+B)				543,548,985			

